

札幌市証明郵送サービス業務集約に係る調査業務仕様書（案）

1 業務名

札幌市証明郵送サービス業務集約に係る調査業務

2 目的

本業務は、現在、各区役所戸籍住民課で行っている住民票の写しや戸籍証明の郵送による請求事務を集約し、市民サービスの向上を図るに当たって、より効果的な方法について調査することを目的とする。

なお、調査に当たっては、札幌市戸籍住民課業務全体での執行体制の効率化、経費節減についても併せて検討することとする。

3 履行期間

契約締結の日から令和3年3月9日（火）まで

4 業務内容

(1) 札幌市における証明郵送請求量の将来推計

郵送サービス業務の集約後の適切な体制を検討ための基礎情報となる請求量について、戸籍情報の情報連携や戸籍証明における広域交付制度の導入（いずれも令和5年度末予定）などの環境変化要因を踏まえた将来的な請求量を推計すること。請求量の参考数値は別紙のとおり。

(2) 効率的な業務手順及び業務執行体制の検討

(1)で推計した業務量を前提として、各区における事務の実態を調査したうえで、より効率的な業務手順及び業務執行体制について検討すること。

また、集約の実施に向けた具体的なスケジュール及び手順等について提案すること。

なお、集約化をするに当たっては、その場所が大きな要素となるが、本業務における検討結果に基づいて、必要なスペース等を算出し、職員の通勤面、コスト面、業務上の利点等を含め、最適な場所に係る要件等を提案すること。また、候補となる場所を提示すること。

5 納品

(1) 成果物

報告書

電子媒体（CD又はDVD）2部、紙媒体10部

(2) 納品期限

令和3年（2021年）3月9日（火）

(3) 納品場所

札幌市市民文化局地域振興部戸籍住民課（市役所本庁舎2階）

6 成果の帰属及び秘密保持

(1) 受託者は、成果物に関する著作権人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

(2) 受託者は、成果物に使用する写真、イラストその他資料、データ等につ

いて、第三者の著作権法に規定する権利、所有権その他一切の権利を侵害するものではないことを保証すること。

また、成果物に関し、第三者による権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(3) 受託者は、本業務の履行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等の第三者への提供や目的外使用をしないこと。

(4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

また、本業務で扱う個人情報の委託者への提供については、必ず本人の同意を得た上で実施すること。

7 特記事項

(1) 受託者は、委託者と連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合には委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(2) 受託者は、業務の管理を行う業務責任者を定め、その氏名その他必要な事項を委託者に通知すること。

(3) 受託者は、戸籍住民課における業務に関し、既知の知識に留まらず、広範に調査・研究し、現実的な提案をすること。

(4) 本業務の履行にあたり発生した一切のトラブルは、受託者の負担と責任で解決することとし、委託者に何らの負担・損害を被らせないこと。

(5) 本業務の履行にあたっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(6) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を遵守すること。